

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880

C

C

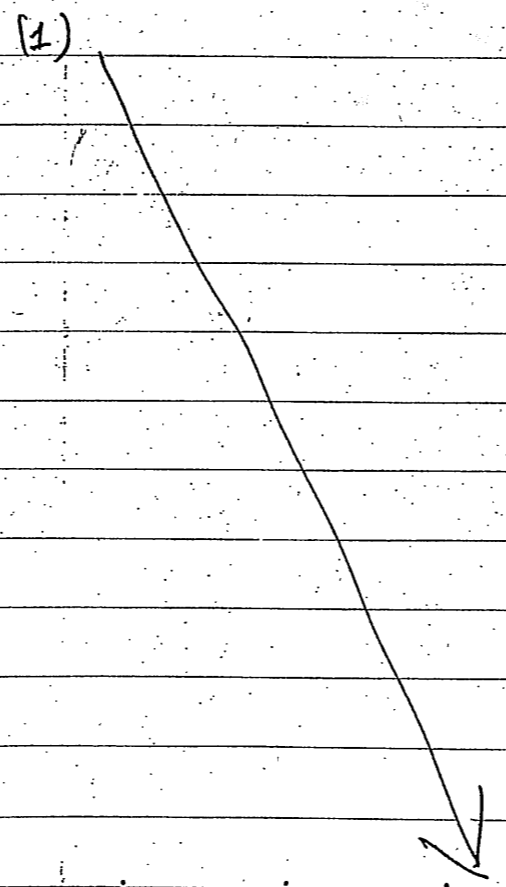


118

（秘）

（進め方のついで）
沖縄問題 対処方針 43.7.15 米呂
（返答）

1. 沖縄返還問題は 去年11月の日米会議に
おいて、西政府側の話合の符号とされることと
なつたが、本件を締結の途上。



(5) 以上の見地より、政府としては、本件に対する基本方針確定を考慮すべき時期にきていると認められる(たとえば、来年の本国会では本件に関し、従来どおり「具体的方策は検討中」ではすまないことになると思われる。)

2. 沖縄の地位に関する継続的協議

(1) 客年7月15日^{外務}の大臣・米大使会議において、大臣より、沖縄の戦略的役割及び安保条約、地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題につき日米間において検討を提案し、9月大臣訪米の際、國務長官に対し、沖縄問題について従来のいわば極東情勢の変化待ちというところから一歩を進め、返還を可能ならしめるよりの基地の地位を要求するとの見地より、前記2点を検討すべき旨を説き、随つて11月の日米会議において、「沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に」沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意した~~のである。~~

(2) 前記7月の大臣・米大使会議の前後におい

て、基地の地位に関し事務的に日米側と話し合つたが、米側は、問題は沖縄の基地がその軍事的役割を果たすため「最少限」いかなる程度の自由を与えられるべきかということではなく、日本自身において日本の安全、極東の平和と安全のため、沖縄の基地がいかなる姿であることが日米双方にとり最大限の利益であるかについての判断があるべきであり、究極的には米側はこの判断に適合して行かなければならない立場にあるとし、基地の具体的な条件の問題にはふれえずに終つている。

(3) 9月の大臣訪米の際、基地の地位の問題を大臣が提起したのに対し、米側は、(1)米側は防衛の責任を引受ける以上はこれを遂行する手段を与えられなければならない(國務長官)、(2)問題は極東の安全のための行動の自由と核の持込みであるが(米大使)、(3)防衛のため核が必要であるという点は問題なく(国防長官)、核を必要の場合持込みうるということ(核基地のオプション)が必要である(國務

長官)、日本にきわめて困難な事情のあることは承知しているが、これらの点について政治的負担を引受けるか、あるいは現状を継続するか、日本の選択の問題である(国務長官、国防長官)、等の見解を示した。

(4) 以上の経緯より^{明らかなるべく}、~~米側は~~戦闘作戦行動及び核持込みに関し、わが方がなんらかのフォーミュラを提題しない限り^{検討}継続的^{実質的に進む}進展を~~得ない~~手掛りがないとの立場をとるとみられ、これらの点についてわが方が「白紙」の立場をとる^{つてあり}ことは、たとえば在沖艦基地の現状とか、その整理とかの問題をとり上げようとしても、容易に應ずる勢とは^待困難。

(5) 他方、沖縄の地位に関する経済的協議は春秋日米会談の約束であつて、近くこれに着手する必要があるところ、以上の事情にかんがみ、差当り基地の問題の核心に入つて行くのは困難であるとするれば、協議はより広い範囲の政治的な諸問題をとり上げて行くのほかに^{あり}と考へられる。

2. かくして 施設移転遷を目標といたつ「継続

的検討」は爾来 実質的 進展を見ない

たしか、~~その事情~~ 特に次の事情を考慮

すれば、その具片的促進を図る時期にあり

ていふと考へられる。

(1) 「兩三年内に遷移時期の促進をつける」と云

は日米共同声明にお^{いて}も^も原案の意

図~~案~~が^も記述^もされていること。

(2) 今秋の沖尾首~~首~~ 主席公達の結果如何を

に拘らず、~~遷移~~ 在沖基地運営上の問題

は逐次 困難の交を加つて行くと考へる

此、日米両政府は 施政権 通商問題の核

心に対処せざるを得ない 難状状況になつ

て行くと考えらるゝこと。

(3) 安全保障協定のいかに 1970年内閣との内

閣において 沖縄問題 について 方針

的、日米政府の方針の 表示を 迫らるゝこと

ありと。

(4) 更に 具体的には、~~今秋の外務大臣訪米~~

~~並~~ 假令 此年夏以降 日米防米を

計画するにすれば、沖縄問題 について 実

質的に 極めて 重要な 討議 を 行はさるゝ

ことになつた場合は、ならぬこと。

3. 沖縄通商は、米露協定の 協定と異なり、

基本問題 として

~~裁~~ 裁量 政治的 決断 ありしは

米露との 協定を 試みる こと 困難

である。この 点を 考慮して、今後の

進め方を 考へ、~~方針を 決定する~~

てみるに、次のとおり。

(1) 8月中 ~~に~~ 大臣 訪米 協定 交渉 会

(2) 9月 一 日 米 年 保 協 定

~~(3) 9月 一 日 米 年 保 協 定~~

(1) 8月中旬に大臣及び協理と勉強会を

行い、(1) 月々のタイムテーブル、及び(2)

基本的考方の整理に努める。尤も

既述の如く協理は期待し難い ~~が米側~~

との折衝の場を ~~設ける~~ とある。

(2) 9月の日米安保協定の際「基地の

地位」の展論を試みる。

(3) 9-10月の大臣訪米のための準備

作業の段階で再び米側との折衝

の場面の探求に努める。

(4) 12月の日米防衛企画協定 ~~の~~

の機会を利用して米側 ^{外務省} と

沖縄問題の長期的検討を試みる。

(5) 既述1月及び通常委員会に備って

大臣及び協理と勉強会を行ない

協理訪米問題を会中、開始の進め

方を決定する。

4. 沖縄返還問題と ^{協定} ~~基本協定~~ 及び

その防衛姿勢の問題 ^{には} ~~あり~~ かつ「基地

の地位」については(1)有事に際しての核

のオプション ^{並びに} ~~を含む~~ (2) 防衛作戦行

動 ~~の~~ ための自衛使用 ~~に~~ しては

かたの基本的態度を固める必要がある。